

歴史資料を読み解く

テーマ **琉球に漂着した中国人**

関連資料

①『歴代宝案』校訂本 2-09-12
 ②『歴代宝案』訳注本 2-09-12
 ③デジタル教材 泊外人墓地から琉球の歴史を考えよう

琉球王国交流史デジタルアーカイブ デジタル教材

琉球国王より中国（清）へ、中国人漂着者たちの送還を知らせる書（康熙57〔1718〕年9月）

（抄訳）
 康熙57（1718）年3月8日、宮古島の役人から首里王府へ中国人漂着者についての報告が届けられました。
 今年の1月5日、船が一隻、宮古島の沖合で難破したので、即座に住民を動員して救助に当たりました。経緯を訊ねたところ、この船の船隊長、王拱はこのように答えました。「この船は、中国浙江省寧波府海鹽鎮の泊岸警備隊に所属し、乗員50名を乗せ、康熙56（1717）年12月1日に出港、中国沿岸を巡回中、同月20日豊里に見舞われ、碇や舵を失い漂流、その間に8名が行方不明、宮古島近海まで流され、泊岸の環礁嶺に衝突し大破した」ということでした。
 ところで、康熙23年（1684）8月、礼部より「これまでの海上交易禁止令を解除したので、中国各省の多くの人々が船を出し買易するようになった。中国周辺の国々の国王らは、それぞれ沿岸の地方官に命じて、もし中国船が漂着した際には、すみやかに保護して帰国させるようにせよ」との通達を受け取っております。
 そこで、4月19日、救出された王拱たち42名を携帯していた武器も一緒に沖繩本島の泊村の館^{（注）}に送り、日用品や食料、衣類などを支給しました。
 5月11日、漂着者一行の世話役であった毛新城より、王拱が吐血し、医者の治療を希望したので、すぐに名医を派遣し、毎日医者2名をつけて看病している、との報告がありました。朝鮮人參を用いるなどの治療をしましたが、その甲斐をむなしく、6月5日酉の刻^{（注）}に死亡しました。棺槨^{（注）}や墓^{（注）}に必要の品物を用意し、泊村西の浜の松林に埋葬し、墓^{（注）}を建てて、村人たちに管理させました。
 閏8月10日、残った兵士たち41名を中国へ帰させました。琉球の船に乗せ那覇港を出発しましたが、途中、暴風に遭い大岩に衝突、中国人兵士4名、琉球側の通訳1名、船員1名が溺死しました。このたび、破損した船を修理し、生き残った37名の兵士を乗せて福建へ送り届けます。

『歴代宝案』第2集9巻12号文書より

解説

- ・『歴代宝案』は、琉球王国が諸外国と交わした外交文書を書き写した記録です。原本は沖繩戦などで失われたとされています。
- ・この文書は、琉球国王が、漂着者を送還することについて中国側の対応窓口へ送ったもので、送還の船に乗船した通事（通訳）に持たせました。
- ・中国側からは、この送還船が福建に到着した後、兵士たちが浙江省へ帰還したこと、兵士たちの送還途中に死亡した琉球人通事や船員の遺族に褒美の品を与えることを通知した文書（康熙58〔1719〕4月24日：宝案2-10-01）が届けられました。

用語

- * 1 礼部：清朝の行政機関、六部の一つ。国の祭祀、科擧の実施のほか、琉球を含む朝貢国との外交を担当する部署。
- * 2 泊村の館：→[見てみよう](#) 『琉球交易港図屏風』（浦添市美術館蔵）
- * 3 酉の刻：午後5時～7時頃
- * 4 墓標：→[行ってみよう](#) 那覇市指定文化財「泊外人墓地」
 ここには王拱を含め、中国人漂着者6名の墓を確認することができます。

トライ1

王拱たちの漂着から帰国までの過程をまとめてみましょう。

トライ2

この漂着事件を通して、中国（清）と琉球のどのような外交関係を読み取ることができますか？

〔ねらい〕

1. 文書などの文字記録、遺物、画像などの歴史資料を活用し、資料から読み取った情報の意味や意義、特色などを考察し、課題を探索したり解決したりする技能を身につける。
2. 身近な歴史資料を通して琉球王国の歴史がいかに日本史・世界史などのグローバル・ヒストリーと連動していたかについて学ぶ。

〔学習活動〕

本教材では、琉球王国時代の外交文書集『歴代宝案』に記録された中国人漂着者の送還に関する文書を通して、琉球と中国（清）との交流・外交の実例を学び、冊封・朝貢関係の下、互いに漂着者を救助し送還する体制があったことを確認する。

〔授業のポイント〕

本漂着事件で死亡した王拱の墓は沖繩県那覇市泊外人墓地内に現存しており、那覇市の文化財に指定されています。また、「琉球交易港図屏風」（浦添市美術館所蔵）の一場面には、王拱以下兵士たちが収容された泊村の館（漂着者収容センター）の様子が描かれています。この屏風が描かれた正確な年代は不明ですが、異国人らしき人物達が収容されている様子が描かれた絵画資料としては唯一のもので、当時の状況を知る有益な材料といえます。これら文化財や絵画資料などの非文字資料を活用して、生徒に歴史資料を読み取ることの面白さを実感させる。

〔評価のポイント〕

下記の点が押さえられているかが評価のポイントとなります。

- ・ 琉球側の対応として、①宮古島の役人→②王府への報告→③泊の館への収容と保護→④送還使者を随行させて帰国させた、この過程を読み取れたか。
- ・ 朝貢国琉球と、宗主国中国（清）との国際的関係性を理解できているか。

〔よりくわしく〕

- ・ 沖繩県は琉球王国時代、近隣の中国や朝鮮、東南アジアなどの諸外国や地域との交流を通して独自の歴史・文化を築いていました。
- ・ この文書の原文の書き出しは「琉球国中山王世曾孫尚、飄風の難人を解送し以て部文内の奉旨の事理に遵う事の為にす」、末尾は「右、福建等处承宣布政使司に咨す*。康熙五十七年九月口日」とあり、琉球国中山王世曾孫尚（敬）が、中国（清）皇帝の諭旨を奉じた礼部の指示に従い、漂着者を送還することについて、中国側の対応窓口であった「福建等处承宣布政使司」（福建省の行政機関、長官は布政使）へ送った文書であることがわかります。

* 咨す…「咨文」（文書）を送ります、という意味。当時の中国における行政文書で「咨」は、文書を出す側、受け取る側が同等であるときに使われる。従って 琉球国王と中国の福建等处承宣布政使司は同等の相手、機関とみなされていたことが分かる。中国との事務的なやりとりは、ほとんどこの福建等处承宣布政使司との間で行われた。なお、北京で朝貢国との外交事務を掌った礼部との間でも「咨文」が交わされた。